

# 唐朝雲南経営史の研究

藤 沢 義 美

A Study on the History of the Tang's  
Administration to Yun-nan

Yoshimi FUJISAWA

## 序 言

中国の雲南省地方は古くから「百濮の地」又は「西南夷の地」等と呼ばれ、現在でも苗〔Miao〕  
傣羅〔Lo-lo〕・磨些〔Mo-so〕等と呼ばれるタイ系やチベット・ビルマ系の諸民族が居住してい  
る。それ故に、当地方の経営開発は非常な困難を極め、政治的・文化的に所謂 China Proper に入  
つたのは元・明・清3朝下における経営の結果であつた。しかし、漢族国家による西南夷経営はす  
でに前漢武帝代（西紀前2世紀中葉）から着手され、両漢時代を通じ幾多の州県が設置されて形式  
的には漢の領域に編入されたが、その実が伴わず、次代三国の蜀漢に至り、諸葛亮が中原制覇への  
富国強兵策として南中経営にのり出したが永続せず、以後南北朝期を通じて中国諸朝と西南夷との  
交渉は中断された。

しかるに、世界的大帝国を現出した唐朝は初代の高祖以来強力に雲南経営を推進し、着々その実  
を挙げつつあつたが、玄宗代に至り当地方に南詔〔Nan-Chao〕が勃興したために中断され、以後中  
唐より晩唐にかけて両国間の和戦常なく、唐朝は南詔対策に苦慮したのである。今唐朝と雲南諸夷  
との交渉史を区分すると、

第1期、唐朝の雲南経営と南詔の檣頭期（高祖武徳初年より玄宗の天宝9年まで、118~750）

第2期、南詔の離反と唐朝の南詔征討（天宝9年より代宗の大暦末年まで、750~779）

第3期、唐朝の対南詔歸唐政策の時期（徳宗在位年間 780~804）

第4期、南詔の再離反と唐への入寇期（順宗以降 805~902）

の4期となる。

本稿はこのうちの第1期に当るのであつて、すなわち「唐朝・南詔国交渉史の研究」における第  
1章に該当する。しかして、このいわゆる唐朝の雲南経営史は前期（高祖武徳初年より睿宗代まで）  
と後期（玄宗の開元元年より天宝9年まで）に大別されるが、本稿では前期だけをとりあつかうこ  
とにし、後期は「唐代玄宗朝の雲南経営」と題して別に発表するつもりである。

従来唐朝の雲南経営史に関しては、鈴木教授がかつてその概略を述べているほかは、前島教授や  
仏人 Pelliot が関係論文においてふれているに過ぎず、いまだ詳細な研究は発表されていない。  
唐朝の雲南経営史研究においては、その目的や経営方法、資源開発等の問題もあるが、まずそれら

(1) 鈴木 俊、南詔を中心としての雲南諸蛮族、世界  
歴史大系、東洋中世史II、平凡社刊。

前島信次、雲南の塩井と西南夷、歴史と地理、28

-5・6.

P. PELLIOU, Deux Itinéraires de Chine en Inde à  
la Fin du VIII<sup>e</sup> Siècle (B. E. F. E. O. Tome IV 19  
04)

の研究の前提として、經營の史的経過を明らかにし、併せて開發の進路（経路）と基地、州県の設置とその位置の比定、諸蛮夷住地の比定等のいわば基礎的考証から研究せねばならず、それに雲南地方をめぐる唐・吐蕃・南詔3者の角逐をも究めねばならない。それ故、本稿では先づ後者の基礎的研究を主として述べるものであることを断つておかねばならない。目的等については稿を改めて発表の予定である。

## I 隋朝時代の雲南經營

「隋唐時代」の用語が示す如く隋朝は種々の点において唐朝代文物の端緒を開いたが、このことは雲南經營にあつても同様であつたことが知られる。南北朝期に中断されていた中国王朝と西南諸夷との交渉は既に隋の文帝即位後間もなく再開れたらしく、新唐書卷222下南蛮伝（以下は唐書南蛮伝下と略書する）蠻蛮の条に、

① 隋開皇初、遣使朝貢、命韋世冲、以兵戍之、置恭州・協州・昆州。

とみえている。「開皇初」とあるから、中国史料の記載例よりして隋朝初代文帝が北朝を平定して即位した開皇元年（581）南朝の陳の宣帝太建13年のことであることが分るが、隋書文帝本記（高祖本紀）や資治通鑑（以下単に通鑑と略書する）陳紀・隋紀を検べても、これに関する記載は見あたらないし、又隋書には韋世冲の伝もないから、これより詳しく知ることは出来ない。ところで、文帝創業頃の巴蜀支配のことをみると、文帝（楊堅）は即位の前年に柱国梁睿を以つて益州總管に任命したが<sup>1)</sup>、北周末在任の益州總管王謙が尙楊堅の命に服せず、巴蜀の兵を起して反抗したので、同年8月に梁睿は行軍元帥となり王謙を討つて<sup>2)</sup>いるから、巴蜀の地方は文帝即位前にその支配下にはいつていたことが知られる。そして翌年9月には奉車都尉于宣敏の巴蜀統治強化に関する上奏を是として越王秀を新たに益州總管となし、蜀王に封じて藩屏たらしめた<sup>3)</sup>。したがつて、雲南經營の前提条件たる巴蜀地方の完全支配は文帝の即位年の当時既に完了していたのであるから、史料①の記事は必ずしも疑問視する訳にはいかない。文帝即位年頃から既に南雲經營の手が伸びつつあつたらしい事は、通鑑卷178開皇17年春2月条下にみえる次の記事によつてうかがわれる。

② 初梁睿之克王謙也。西南夷獠莫不歸附、唯南寧州酋帥爨震、恃遠不服。睿上疏以為、南寧州、漢世牂柯之戶口殷衆、金寶富饒、梁南寧州刺史徐文盛、為湘東王徵赴荊州、屬東夏尙阻未遑遠略、土民爨瓊、遂竊擁一方。國家（隋朝）遙授刺史、其子震、相承至今。而震臣礼多虧、貢賦不入、乞因平蜀之衆、略定南寧。其後、南寧夷爨瓊來降、拜昆州刺史。

この史料によれば、初代益州總管梁睿の頃既に当時雲南東北部地方に広く居住していた蠻蛮（南寧夷）の略定に着手していたらしい。梁睿の在任は前述の通り、文帝即位前年6月から即位年9月までの1年4ヶ月間であるが、「乞因平蜀之衆、略定南寧」とあるから彼が雲南經營に着手したとすれば、それは前代益州總管王謙を討つた即位前年（太建12年）8月後間もなくのことと思われる。しかして、この史料には彼の南寧夷略定実行の点にはふれておらずよく知り得ないが、「其後……拜昆州刺史」の文はその結果と思われるから、恐らく南寧夷略定事業に当つたものと思われる。

かくて、隋朝は文帝開皇初年頃より雲南地方に対して經營に着手しつつあつたことは明らかになつたが、史料①にいう韋世冲<sup>4)</sup>の雲南經營及び恭・協・昆3州設置の事実について物語る他の史料は見あたらないのは不可解である。しかし、史料価値の高く評価されている唐書南蛮伝の所伝であ

(1) 通鑑、卷174、太建12年6月条、

(2) 同上、同卷、同年8月条。

(3) 同上、卷175、太建13年9月条。

(4) 文帝代に營州總管韋冲の名はみえるが（通鑑 卷

178、開皇18年2月条）、この「韋冲」と「韋世冲」が同人かどうかは今直ちに判別されない。但し、この頃の史書に、これ位の誤記は珍らしくない。

るから事実のことと思われるが、韋世冲が命を受けて兵を以つて爨蛮に戍したのは、恐らく梁睿が南寧夷を略定して後、間もなくのことではなかつたかと思われる。何故なれば、史料①に「隋開皇初、遣使朝貢，命韋世冲，以兵戍之」とある遣使朝貢とは史料②末文の「略定南寧，其後，南寧夷爨瓠來降，拜昆州刺史」なる史実を指すものと解されるからである。清の雲南史家倪輗が、その著書滇雲歷年伝において南寧夷爨瓠來降して昆州刺史を拜したのを開皇17年(597)のこととしているのは誤りである。

最後に恭・協・昆3州設置についてであるが、隋書地理志を檢するに、これら3州はみえていない。けれども唐書卷48下地理志羈縻州中に

- ③ 昆州，本隋置，隋亂廢。武德元年，開南中復置。
- 協州，本隋置，隋亂廢。武德元年，開南中復置。
- 曲州，本恭州，隋置，隋亂廢，武德元年，開南中復置。

といつており<sup>2)</sup>、史料②の文中にも「拜昆州刺史」と見えるから<sup>3)</sup>、この3州の隋代設置は信ずべきものであろう。ところで、その設置年代について唐書には何等ふれるところがないが、元和郡縣志卷32劍南道中協州及び曲州条下に

- ④ 協州，……隋開皇四年中隸附，於此置協州，大業三年廢，入隸為郡。武德元年，開南中復置協州。
- 曲州，……隋開皇四年，開置南中立為恭州。武德元年，改為曲州。

とあるから、協州・恭州2州は開皇4年(584)の設置であることが知られるし、ここには昆州のことがみえないけれども、「拜昆州刺史」の点などから推して昆州はこの2州と同時に又はその以前の設置と思われる。

以上史料①に伝える史実の吟味を兼ねつつ、隋の開皇前半期頃における南寧夷の動向と隋朝の対策を探つて来たのであるが、當時は尙隋朝創草の頃でもあり、中国統一も未だ安定したとはいへなかつたから、隋朝の雲南地方への支配権は弱く、當時南寧夷と呼ばれていた爨蛮が完全に隋朝の支配下にあつたものではなかつたらしい。これは史料②の文中からもうかがわれるところであり、又以下述べるところからも充分察せられるのであつて、即ち開皇年間中には史万歳の大征討が行われるに至つた。

この事件に関し、唐書南蛮伝下には「未幾叛，史万歳擊之，至西洱河・滇池而還。震・瓠懼而入朝，文帝誅之。諸子沒為奴。」と簡単に述べているが、同伴については隋書卷53史万歳伝に次の如く述べている。

- ⑤ 先是，南寧夷爨瓠來降，拜昆州刺史。既而復叛，遂以萬歳為行軍總管，率衆擊之，入自蜻蛉川，經弄凍(棟)次小勃弄・大勃弄，至干南中。賊前後屯扼要害，萬歳皆擊破之，行數百里，……而進度西二(洱)河，入渠濫川，行千余里，破其三十余部，虜獲男女二万余口，諸夷大懼，遣使請降，獻明珠徑寸。於是勒石頌美隋德，萬歳遣使馳奏請，將瓠入朝，詔許之<sup>4)</sup>。

この征討行記事で、史万歳の進路が雋州より直ちに南下して金沙江を渡り、今の姚安附近に出たことが「入自蜻蛉川，云々」によつて寧知されることと、更に西進して今の洱海附近まで至つたことは注目すべきところである。何故ならば、この入雲路は建昌溪谷路といわれるもので、四川から雲南に通じる最短経路であるが、この通路は後述するように唐初より貞觀末年までの間不通だつたからであり、恐らくこれ以前にも不通であつたと思われる。それは、この建昌路に沿つて松外蛮が居住して妨害していたことと、大理盆地辺には相当の反抗力を有する諸蛮夷の部族連合勢力が

(1) 同書，卷3，開皇17年条。

(2) 旧唐書，卷41，地理志の協州，曲州，昆州条には隋代設置にふれていない。

(3) 史料③中にも「拜昆州刺史」とみえる。

(4) 通鑑，卷179，開皇17年2月条にもほぼ同様の記事がみえているが、「男女三万余口」とあるのは、「二万」の誤記であらう。

存在していたからである。史万歳は文帝時代の有名な將軍であつて、突厥征討に手腕を示して左領軍將軍を拜した武人で、その用兵は「古の名將と雖ども未だ過ぐる能わざる也」<sup>1)</sup>と称された程であるから、いわば雲南經營にとつての難関たるこれらの諸蛮を大征討したものであろう。このように文帝が名將を遣わして大規模な雲南諸夷の征討行を決行したことは、帝が雲南支配にも相当な関心をいただいていた証左とみられよう。

しかしながら、この大征討によつても隋朝の雲南支配は確立しなかつた。前述唐書南蛮伝下の記事中に「文帝誅之」とあつて、爨酋の震や翫を誅した如く述べているが、隋書史万歳伝によれば史料⑤の続文に

⑤ 爨翫陰有二心，不欲詣闕，因賂萬歳以金宝。萬歳於是，拾翫而還。蜀王時在益州知其受賂，遣使將索之。萬歳聞而悉以所得金宝，沉之於江，索無所獲。……明年爨翫復反。

とあるから、少くとも翫は入朝しなかつたらしく、翌年には再び反旗をひるがえしている。これについては通鑑卷179開皇18年12月の条にも

⑥ 南寧夷爨翫，復反。蜀王秀奏史萬歳受賂縱賊，致生辺患。上責萬歳，萬歳詆讞。上怒，命斬之。高頰及左衛大將軍元旻等，固請曰，萬歳雄略過人，將士樂為致力，雖古名將未能過也。上意少解，於是除名為民。

とあつて、史万歳の大征討は単に諸蛮夷を経略したにとどまり、結果において雲南經營の推進の効がみられなかつた為、文帝の怒にふれて遂に官職を奪われてしまつたのである。

ところで、史万歳の大征討の年代に関して唐書南蛮伝下には明記していないが、通鑑卷178にはこのことを開皇17年(597)春2月の出来事としており、翫が復反したのを翌18年12月のこととしている。隋書高祖本紀を検するに、開皇17年春2月条下にも「太平公史万歳，擊西寧羌，平之。」とみえるから開皇17年であつたことが分る。西寧は後述の如く、唐代雋州の地で四川省西南の西昌県であり<sup>2)</sup>、史万歳の征討行は四川省西南部地方の羌族(チベット族)をも討つたのであろうと思われる。

ちなみに、通鑑や隋書高祖本紀によれば、史万歳は開皇19年4月から20年にかけて再び突厥大征討に出かけているから、間もなく復職したものらしいが、突厥征討後楊素の讒にあい文帝に殺された。

かようにして、文帝代に雲南經營再開への努力がはらわれたが、未だその効なく次代煬帝には高句麗・吐谷渾・突厥關係に忙殺されて雲南方面をかえりみる余裕がなかつたためか、雲南經營關係史料はみえない。史料④協州に関し、「大業三年(607)廢，入隄為郡。」とあるのなどから推察するに、煬帝在位年中には文帝が着手していた雲南經營も次第に後退しつつあつたようである。

## 2 高祖代の雲南經營

隋末の混乱期に起つてその子世民等と共に政局を収集し、中国統一を完成した李淵(高祖)は、即位の年から雲南經營にも着手した。したがつて、唐朝の雲南經營は隋朝の着手せるものの継承ともみられるのである。

唐の初代高祖はまづ即位年たる武徳元年(618)に協・恭・南寧・昆の4州を設置して雲南經營に着手している。この4州設置年代は新旧両唐書地理志共に武徳元年のこととしているし、元和郡県志にも協・曲2州の武徳元年設置の記事<sup>3)</sup>がみえるから問題ないものと思われる。次にこの4州の位置について考証してみる。

(1) 隋書，卷53，史万歳伝。

元和郡県志，卷32，雋州条「隋開皇六年改為西寧

(2) 旧唐書，卷41，地理志越雋条「隋改為寧州，尋改雋州，云々」。

州」。

(3) 同書，卷32，協州条，曲州条。

(A) 昆州, 旧唐書卷41地理志昆州下に

⑧ 漢益州郡地, 武徳初招慰置, 領県四, 与州同置, 益寧, 普寧, 有滇池周三百里, 安寧, 秦藏, 漢県<sup>1)</sup>領戸一千二百六十七, 在京師西南五千三百七十里, 北接雋州。

とあり, 新唐書卷43下地理志昆州条下にも「有滇池, 在晋寧」とあるから, 今の昆明市南隣にある滇池附近であつたことは間違いない。安寧県は今も昆明市の西隣に名を存するし, 普寧も滇池南辺に現存する。益寧県は今の昆明市に当り, 昆州の治址は昆明市の西に当たるといわれる<sup>2)</sup>。昆州の名は昆池(滇池には古くより一名昆池の称あり)<sup>3)</sup>の名にに因んだものらしく, これに関しては蛮書卷2山川江源の昆池条に

⑨ 昆池, 在拓東城西南百餘里, ……至碧雞山下為昆州, 因水為名也。土蛮亦呼名滇池。案今晋寧川中自有大池在東南, 当是滇池水, 不可呼池。乃蛮不能別滇池水, 亦名東昆池。

と述べている。要するに, この昆州の領域は今の滇池周辺の一帯, 即ち昆明盆地であつたことが知られ, この地方は漢代より滇の国として中原国家に知られて居り, 政治・交通等において現在雲南省の心蔵部に当る要衝の地である。

(B) 南寧州, この州については新唐書卷43下地理志(以下唐書地理志と略称す)に

⑩ 南寧州, 漢夜郎地, 武徳元年, 開南中, 因故同楽県, 置治味。……鎮去黔州二十九日行, 県七, 味・同楽・升麻・同起・新豊・隴隄・泉麻。

とあり旧唐書卷41地理志郎州下には

⑪ 武徳元年, 開南中置南寧州, 乃立味・同楽・升麻・同起・新豊・隴隄・泉麻・梁水・降九県。武徳四年, 置総管府, 管南寧・恭・協・昆・尹・曾・姚・西濮・西宋九州。五年, 罷総管, 其年冬, 復置寄治益州。七年改為都督, 督西寧・豫・西利・南雲・磨・南籠七州并前九州合十六州。仍割南寧州之降泉, 属西寧州。八年自益州移都督於今治。貞観六年, 罷都督, 置刺史, 八年, 改南寧為郎州也。県領七, 味, 隋廢同楽県, 武徳元年, 復置改名。同楽, 升麻, 同起, 新豊, 隴隄, 泉麻, 並与州同置, 戸六千九百四十二。在京師西南五千六百七十里, 北接曲州。

とある。これら7県のそれぞれの位置比定は省略するが, この南寧州が今の雲南省東部の曲靖附近であつたことは, 従来見解が一致している。しかしてその州治は味県(故同楽県)にあつたといわれるが(史料⑩), その治址は今曲靖の西15里の地とされている<sup>4)</sup>。

(C) 恭州(曲州)及び協州, 旧唐書卷41地理志曲州下と協州下にそれぞれ

⑫ 武徳元年, 開南中置恭州。八年, 改為曲州。領県二, 与州同置。朱提, 武徳元年, 置安上県, 七年, 改為朱提。唐興, 領戸一千九十四, 在京師西南四千三百三十里, 北接協州。

⑬ 隋犍為郡之地, 古夜郎候国。武徳元年, 開南中置也。領県三, 与州同置。東安, 西安, 湖(胡)<sup>5)</sup>津, 領戸三百二十九, 在京師西南四千里, 北接戎州。

とある。この協・恭2州の位置については, 協州の北は戎州, 即ち今の四川省宜賓(叙州府)に接し(史料⑬), 恭州の北は協州に接し(史料⑫), 南寧州の北は曲州(恭州)に接している(史料⑪)から, その関係位置が明らかであり, かつ今の宜賓と曲靖の間, 即ち雲南省東北地狭部にあつたものだという大体的見当はつくが, その具体的な位置比定は今のところ手がかりが得られない。協州下の3県の如きも例えば, 中国古今地名大辞典などには単に「故治在今四川琪県西南」とあるだけで<sup>6)</sup>不明とされて居り, 又恭州にしても, 朱提県は漢代から良質の産銀地として聞えた(前漢

(1) 新唐書卷43. 下, 地理志, 昆州条に「其秦藏則故藏漢地也」とあるから, 秦藏と漢県は同じ県であり即ち4県となる。

(2) 中国古今地名大辞典, 商務印書館, 470頁, 昆州条。

(3) 拙稿, 雲南地方に於ける昆明蛮の史的研究, 岩手大学学芸学部研究年報, 第1巻参照。

(4) 中国古今地名大辞典, 295頁, 同条県条; 597頁, 南寧州条。

(5) 新唐書地理志, 元和郡県志には「湖津」に作る。湖津は誤記ならん。

(6) 同書, 347頁, 西安県条; 481頁, 東安県条; 661頁, 湖津県条。

書地理志隗為郡朱提)<sup>1)</sup>朱提郡の地にあつたものらしいことは、元和郡県志卷32曲州条下に「朱提山名出善銀、食貨志曰、朱提銀重八兩、名為一流、因山名郡県也。」とあることによつても明らかであるが、朱提山は今の宜賓の西南の程遠くない所らしく<sup>2)</sup>、朱提県は今の四川省慶符県(宜賓県の南隣)と伝えられ<sup>3)</sup>、唐興県については明確に知り得ず、中国古今地名大辞典には「今欠、当在四川旧綬州府境」と述べている<sup>4)</sup>。協州については、その治が今の四川省珙県(宜賓の東南隣)の西南に当ることの外は知り得ないにしても、大体宜賓の南方に当る雲南省東北境の塩津県を中心とした地方にあつたものと推定して大過ないものと思われるが、恭州については、もし中国古今地名大辞典等の説に従うならば、それは宜賓の直き南隣ということになるから、協州の北に位するということになり、旧唐書地理志のいう関係位置からすれば反対になる。しかし、水経注や後漢書地理志を検すれば朱提県の位置はやはり昭通近辺と考えられるふしもあり、恭州の治はやはり協州の南に位していたと思われるふしがある。それは、旧唐書卷41地理志の関係記事中に

戎州中都督府……………在京師西南三千一百四里  
 協州下……………在京師西南四千里  
 曲州下……………在京師西南四千三百三十里  
 郎州下……………在京師西南五千六百七十里

とある外に、元和郡県志卷32曲州条下に「本漢夜郎国地、武帝于此置朱提県、属隗為郡、為郡(県?)後立為郡、在隗為郡南一千八百里」とあるからである。恐らくは、雲南省東北部の昭通県から会沢県(東川府)にかけての附近に比定されるものと思われるが、これ以上の考定は出来ない。

以上の4州の位置の比定によつて、高祖即位初年頃着手した雲南經營の地域が大体明らかになつた。それは一言にしていえば、今の雲南省の東北部地方に限られていたものであつて、この4州中南寧を除く3州は隋代創置のものゝ復活とみられる。したがつて、その經營は主として益州成郡府を中心とする蜀川の地から次第に南下してその支配圏を拡大せんとしたもので、一方は戎州を基点として金沙江に並行して南下し、他方は四川省西南部の雋州(今の西昌、寧遠とも呼ぶ)を基点として東南進し、金沙江を越えて会沢地方に至る二つの経路によつたものと思われる。

雋州は、前漢武帝代に越雋郡の置かれた処で、古来西南諸夷経路及び対策の前線基地として重要視されて来たもので、隋代にも越雋郡が置かれており、武徳元年に改めて雋州が置かれて越雋・邛都・台登・蘇邛・西瀘・可の6県を領し、更に翌年(619)には西昌西南方の塩源の地に昆明県を創置して同州に領せしめ、翌年(620)に至り総管府が置かれて<sup>5)</sup>唐初より着々開發の行われていたことが知られる。昆明県については、元和郡県志卷32雋州条下に

⑭ 昆明県、本漢定祚県也。属越雋郡。去県三百里出塩鉄、夷皆用之。……武徳二年、於鎮置昆明県、蓋南接昆明之地、因以為名。塩井在縣城中、云々。

とあつて、その位置と名称の由来が知られるほかに、同地方が産塩の地(塩井)として注目されていたことがうかがわれる。

ところで、当時雲南地方特に北東部にいかなる民族が居住し、どの程度の經濟生活を営み、どんな社会を構成していたのであろうかというに、これらの諸問題は今日尙史料の貧困の外、地名、住地比定困難等の悪条件のため研究がおくられていて未解決の分野に属するが、当時は蠻蛮種と汎稱される者が広く分布して居り、唐書南蛮伝下同条に

⑮ 自曲州・靖州西南昆川・曲輓・晋寧・喻猷・安寧、距龍和城、通謂之西蠻白蛮、自彌鹿・升麻二川、南至步

(1) 拙稿、古代雲南地方の鉱物資源、岩手史学研究、13号。

(2) 中国古今地名大辞典、320頁、朱提山条。

(3) 同上書、320頁、朱提県条。

(4) 同上書、680頁、唐興県条。

(5) 旧唐書、卷41、地理志、雋州中都督府条。

頭、謂之東爨烏蛮。

とあり<sup>1)</sup>、爨蛮は更に西爨白蛮種と東爨烏蛮種とに二大別されることが知られ、前者は今の昆明盆地を中心に東は曲靖附近西は洱海附近まで広く分布し、後者は北は曲靖辺から南は建水辺に至る雲南省東部地帯にわたって分布していたらしい。この民族系統については、南詔国家構成民族の問題と関連して種々論議されているが<sup>2)</sup>、白鳥芳郎氏は白蛮種をタイ族系烏蛮種をチベット=ビルマ族系なりとの学説を唱えており<sup>3)</sup>、これは注目すべき新学説と考えられるが尙定説の域には至らない。しかして、これら種族の文化程度や経済生活については、かつて拙稿を發表して愚考を述べておいたから略述すれば、特に白蛮種は雲南省における水田耕作地帯とその居住分布が一致していることが注目され、唐代には水田二毛作(水稻と麦類)さえ普及していたから、この地方は農耕社会を形成し、その経済生活は決して原始的なものではなかつたし<sup>4)</sup>、又その文化程度も漢代以来久しきにわたり中国文化に接触し、それを吸収していた為この面においても決して所謂、野蛮な民族ではなかつたのである<sup>5)</sup>。それ故に、当地方の住民は文化的には既に漢族国家への近親性を有すると共に、又反面においては農牧生産の経済力を基礎としてその社会構成が氏族社会から部族社会に移行しており、更に必要に応じてはより大なる部族連合勢力を形成して外的勢力に反抗せんとする力があつたものと思われる。このことは唐朝雲南経営の経過をみれば誰しもうなづけることである。

したがって、唐朝はまず4州を設置したとはいつても、恐らくそれは名のみで尙当地方の住民を實際に支配することは出来なかつたと思われ、これに対して高祖は武力を背景としつつも、これを直接前面に出さず、専ら招諭と威服の手段を用いて漸進的に原住民を支配下に置かんとした。

すなわち、まず武徳3年には益州刺史段綸が兪大施を南寧に遣わして招諭した。これについて通典卷187 边防3 西爨の条に

⑩ 大唐武徳初、拜旣子孔達為昆州刺史、今持其父屍、歸葬本郷。段綸又遣兪大施、至南寧諭之。由是、部落歸款。三年七月、遣使來貢方物。

とみえ、又唐書南蛮伝下にも

⑪ 益州刺史段綸、遣兪大施、至南寧、治共範川、誘諸部、皆納款貢方物<sup>6)</sup>。

とあつて、これら2史料から唐朝代特徴的異民族対策たる羈縻懷柔政策がみられ、当時の4州は蛮酋の刺史が任命されていたいわゆる羈縻州に過ぎなかつたことが知られる。しかして、史料⑩の「旣子孔達為昆州刺史」なる記事から推すに、隋朝に反抗せる爨蛮なるものは恐らく昆明盆地帯に広く居住せる白蛮種の大酋(部族連合体の首長)として相当の勢力を揮っていた者だつたことが推察される。

この大酋の子である孔達を昆州刺史たらしめたことは、当該白蛮種族の内属と交換条件であつたろうから、南寧州・昆州地方は漸く治安が保たれたとみられ、翌武徳4年(621)には雋州治中の吉宏偉なるものが南寧を経て昆州より、更に西方に向い、今の洱海附近に至つて昆明蛮を諭している。これにつき唐会要卷98 昆彌国条に

⑫ 昆彌国者、一曰昆明、西南夷也。以爨之西洱河為界、即葉榆河也。……武徳四年、雋州治中吉宏偉使南寧、因至其国諭之。至十二月、遣使朝貢、因求内附、自是每歲不絶。其使多黔南路而至。近又封其别帥為滇王、世襲其国。

(1) 蛮書、卷4、名類条にもほぼ同文あり。

(2) 牧野巽・白鳥芳郎・松本信広・劉堯漢・許雲樞・凌純声・薰作賓・H. PARKER, W. CREDNER 等々

(3) 白鳥芳郎、烏蛮白蛮の住地と白子国及び南詔六詔との関係、民族学研究、17—2。

同上、南詔大理の住民と爨・焚・羅羅・民家族との関係、同誌、17—3.4。

(4) 拙稿、南詔国の経済史的考察、東洋史学論集、第3。

(5) 拙稿、南詔国に於ける漢文化、岩手大学学芸学部研究年報、第3巻。

(6) 通鑑、卷188、武徳3年8月条にもほぼ同文あり、又この来貢を唐会要卷98には武徳7年7月24日と記している。

とあり<sup>1)</sup>。昆明蛮の住地についてはかつて考察を加えて卑見を發表してあるが<sup>2)</sup>、尙不明の点も多い。但し、ここにいう昆明蛮(昆彌国)とは今の洱海を中心とする一帯にかけていたものであることは明らかであり、これは唐朝が雲南省の西方の心藏部たる大理盆地をも支配圏に入れんとする意図の現われであり、吉宏偉の招諭は相当の効果を挙げたものらしい。その証拠には武徳4年に昆州以西(今の昆明市から洱海の間)において多くの州を創設しているからである。今旧唐書卷41地理志の關係記事を拾つてみると、

⑩ 髡州下、武徳四年、置西濮州、貞観十一年改為髡州也。……南接姚州。

尹州下、武徳四年置、……接髡州。

曾州下、武徳四年置、……西接匡州。

袁州下、武徳四年置、……南接姚州。

宋州、武徳四年置、……置西宋州、貞観十一年……北接姚州(州)

徽州下、武徳四年、置利州。貞観十一年、改為徽州、……東接麋州、

姚州、武徳四年置。

の7州あり<sup>3)</sup>。史料⑩の「武徳四年、置総管府、管南寧・恭・協・昆・尹・曾・姚・西濮・西宋九州」といつているのを併せ考えれば、これらの羈縻州増置は確かに吉宏偉の功に帰すべきものであろう。姚州は後に述べる如く、今の雲南省北部の姚安附近であるから、他の諸州の關係位置は史料⑩によつて大体知られるように、皆姚州周辺にあるから、唐朝の雲南經營が大きく西進したことをものがたるものである。

しかしながら、雲南經營の基礎は尙固まらず、ことに大理盆地地帯は未だ實質的に中国支配圏にはいらなかつたので、經營推進の努力がはらわれたらしく、その中で特筆すべきものは、武徳7年(624)における韋仁寿の經營治績であつた。これについては旧唐書卷185上韋仁寿伝に次の如く伝えている。

⑭A. 高祖入關、遣使定巴蜀、使者承制、拜仁寿雋州都督府長史。時南寧州内附、朝廷每遣使安撫、類皆受賄、辺人患之、或有叛者。高祖以仁寿素有能名、令檢校南寧州都督、寄聽政於越雋、使每歲一至其地、以慰撫之。

B. 仁寿將兵五百人、至西洱河、承制置八州十七県、授其豪帥為牧宰。

C. 法令清肅、人懷欽悅、及將還、酋長号泣曰、天子遣公鎮撫南寧、何得便去。仁寿以城池未立為辭、諸酋長乃相与築城、立廨舍、旬日而就。仁寿又曰、吾奉詔、但今巡撫不敢擅住。及將歸、蛮夷父老、各揮涕相送、因遣子弟隨之入朝、貢方物。

D. 高祖大悅、仁寿復請、徙居南寧、以兵鎮守。有詔特聽、以便宜從事、令益州給兵送之、刺史竇軌害其功、以蜀中山獠反叛、未遑遠略、不時發遣、經歲餘仁寿病卒。

この文は、高祖代における雲南經營の実状をよく伝えているもので貴重な史料である<sup>4)</sup>。韋仁寿は隋末に蜀郡の司法書佐となり、その清廉潔白公平無私なる裁判により、罪人は彼を韋君とあがめ、死罪者さえもその裁断を恨まなかつたといわれるほどの人であつたから(同書同伝)、けだし雲南經營にあつても成功し大なる成果を挙げ得たものであろう。

彼が高祖の命を受けて雲南經營に着手した年月は同伝に明記していないが、「令檢校南寧州都督」とあることから推すに、南寧州都督が置かれたのは武徳7年のことであるから(史料⑩)少なくとも7年以後のことに属する訳である。しかるに、彼が承制して8州17県を設置したのは、通鑑卷(191)によれば武徳7年閏7月のこととしているから、彼がこの任に就き、西洱河辺まで行つて大理盆

(1) 唐書南蛮伝下(吉偉)、通鑑卷189(吉弘緯)、通典卷187(吉弘)にもほぼ同文あり、尙吉宏偉については上記の如く各史書まちまちであるが、史料価値からみて唐会要をとつた。

(2) 拙稿、雲南地方に於ける昆明蛮の史的研究。

(3) 唐書地理志には髡・尹・曾・盤・姚の5州を武徳4年創設とし、袁・宋・徽の3州は、同7年設置としており、州名の文字にも多少の相違がある。

(4) 通鑑、卷191、武徳7年7月条にもほぼ同文あり、新唐書、卷197、韋仁寿伝にも關係記事あり。

地の住民を招諭したのは、武徳7年の春から夏にかけてのことであつたと思われる。又彼が南寧を引き揚げた時期についても明記していないが、「使毎歳一至其地、以慰撫之。」とあることから推せば、武徳7年中に引き揚げたものと解され、南寧に徙居することは高祖の特許があつたにもかかわらず、益州刺史のそねみによつて実現しなかつたから(史料⑳のD)、結局韋仁寿の雲南経営期間は1年足らずであつた。

次に韋仁寿の経営をみるに、史料㉑のB及びCがこれを伝えている。彼は先づ南寧州治の基地化を計り城池の構築を行つていたことが知られる。これまでは州を設置したといつても、現住民の豪帥を刺史に任命したいわゆる羅縻州に過ぎず、県も同様であつた。したがつて南寧州に武徳4年総管府を創設し、雲南経営の中心地たらしめんと意図がみられるけれども、当地方の治安は尙その域に達しなかつたために翌5年には直ぐ廃止し、その政を益州に寄せていた。(史料㉑)このような状態であつたから、韋仁寿は治安策に力をいれると共に南寧の州治を確保し、永続化するために城池を構築し、兵舎等を新設して彼みずからその統治に当らんと意図したものである。彼が帰還後「南寧に徙居して兵を以て鎮守せん」と請うたことがそれを物語るものである。

韋仁寿の経営の第2の業績は、雲南地方に於ける唐朝の支配圏を拡張し、多くの州県を増置したことであり、その方向は主として西方の大理盆地にあつたことである。この8州17県を武徳7年閏7月に設置したといつているが、唐書卷197 韋仁寿伝には「7州15県を詔置す」とあり、通鑑の方はこれによつている。今両唐書地理志を検するに、旧唐書卷41には

㉒ 盤州下、武徳七年、開置西平州、貞觀八年、改為盤州。領縣三与州同置。附庸、平夷、盤水、即旧興古郡也。……北接郎州、南接交州。

黎州下、武徳七年、析南寧州、置西寧州、貞觀八年、改為黎州。領縣二、二県本属南寧。梁水・絳……北接昆州。

匡州下、武徳七年、開置南雲州。貞觀三年、改為匡州也。領縣二、与州同置。勃弄・匡川、県界有永昌故城也。

鈎州下、武徳七年、置南龍州。貞觀十一年、改為鈎州也。領縣二、与州同置。望水・唐封、……北接昆州。

麋州下、武徳七年、置西豫州。貞觀三年、改為麋州。領縣二、与州同置。麋豫・七部、……南接姚州。

とあつて、盤・西寧(黎)・南雲(匡)南龍(鈎)・西豫(麋)の5州11県が武徳7年設置とみえ、これに対して唐書卷43下には

㉓ 黎州、本西寧州、武徳七年、析南寧州二県置。貞觀八年、更名、北接昆州。県二、梁水・絳。

匡州、本南雲州、武徳七年置、貞觀八年、更名。漢永昌郡也。県二、勃弄・匡川。

鈎州、本南龍州、武徳七年置、貞觀十一年、更名。東北接昆州。県二、望水・唐封。

哀州、武徳7年置、本弄株地、南接姚州。県二、楊被・棠疆。

宗州、本西宗州。武徳7年置、貞觀十一年、更名。宗州北接姚州。県三、宗居・石塔・河西。

徽州、本西利州、武徳七年置、貞觀十一年、更名。北接麋州。県二、深利・十部。

麋州、本西豫州、武徳七年置、貞觀三年、更名。南接姚州。初為都督府、督麋・望・諺羅三州、後罷都督。県二、麋予・七部。

とあつて、西寧(黎)・南雲(匡)・南龍(鈎)・哀・西宗(宗)・西利(微)・西豫(麋)の7州15県とあり、唐書韋仁寿伝と合致している。

旧唐書同伝の8州17県は同書地理志の5州11県とも符合していない。このうち、哀・西宗・西利の三州は皆姚州の近隣に当り、その位置からすれば、前述の吉宏偉招諭の結果置かれた(武徳4年)とする旧唐書地理志の方が正しいようにも思われるが、(史料㉑)今のところこれ以上のことは知り得ない。しかし両書の伝える7年設置の州で、西豫州は南寧州の分州として、同州の西南昆州の南隣(治は今の華寧——黎県にありという<sup>1)</sup>)に当り、南雲州は永昌の故地とあるから、今

(1) 中国古今地名大辞典、1209頁、黎州条。

の雲南省西部の保山県(永昌府)の地であつて、高祖代既に唐朝の勢力が雲南西南部の要衝たる永昌地方まで及んでいたことは注目される。鉤州は昆州の南方(治は今の建水県にありといふ<sup>1)</sup>)に当り、西豫州は姚州の北隣(今の姚州の西北に当るといふ<sup>2)</sup>)洱海の東方に當つてゐる。これら増設州からみれば、武徳7年には雲南の西南方と西北方及び南方へと經營の手が三方に広がつたことが知られる。

唐朝初代高祖の武徳年間(618~626)における雲南經營の大要は以上の通りであつたが、以上みて来たところから次の諸点が知られる。

1)、初代高祖は西南夷対策特に雲南地方の支配確立を意図し、即位以来着々これを実行せしめたこと。しかして韋仁寿任命の例をみるに(史料②)のA・D)彼自づからが、この問題に対して大なる関心と熱意をいだいていたことが知られる。

2)、その經營は武力に依らずしてもつばら招諭慰撫の方法によつたことで、これは唐朝の異民族対策が当初より羈縻政策であつたことを示すものであろう。

3)、更にその經營段階は、諸民族の内附とそれによる羈縻州県の設置に止まり、尙本格的な經營の域には達しなかつた。

4)、したがつて、当地方の州県は大部分が尙名のみであつて、漢官の常置もなく、(もしあつたとすれば南寧州位か)治安状態は尙確立の域に達しなかつたことは史料①や②のA・Dによつてうかがわれるところである。

5)、その上に、かゝる辺境經營の任に當る地方官の多くは私腹を肥すことを常とし、為に現住民の反感を招いていたことが隋代史万歳の例(史料⑥)や史料②のAに「類むね皆賄を受けて迎人之を患らい、或いは叛する者有り」とあるのによつて知られる。

6)、次に当時雲南經營の最後方基地は今の四川省にあつた益州成都府であり、その前方基地は戎州と雋州とであり、特に雋州の在官が雲南地方の經營に當つたことは、前掲諸史料から明らかである。これは雲南經營が雲南省の東西両盆地へと推められるに従つて、その地理的位置から雋州がその衝に當ることになつたものと思われる。

7)、しかしながら成都より南寧方面に通す経路は史料に明記するものなく、具体的に知り得ないが、成都—雋州—南寧のコースで、しかも雋州から南寧に通ずるのは隋代と同様今の西昌—南寧—会沢—曲靖であつたと思われる。但し、史料③に昆明蛮内附のことを述べて、「是自り毎歳絶たず、其使は多く黔南路より而して至る」とあるをみれば、当時は四川よりの入雲路の外に貴州よりの入雲路も利用されていた事が知られる。

8)、最後にこの頃南寧州が雲南經營の中心地として重要視され、特に力がそそがれていたことである。同州の沿革は史料④によつて知られるが<sup>3)</sup>、總管府の設置は吉宏偉の招諭に、又都督府の設置は韋仁寿の經營にそれぞれ符合し、何れも同州を拠点としていたことが知られ、特に韋仁寿がここに城池を構築して本格的基地化を計つたことは既にのべた通りである<sup>4)</sup>。何故この地が經營の拠点として選定されたかといへば、この地方は歴史的にみて雲南地方としてはもつともよく中国各王朝と接觸を保つて来たところであり、前漢代には益州郡下に、蜀漢・晋代には建寧郡の置かれた処であり、この地方の住民たる爨蛮種は他の諸蛮に比し、漢化の程度も高かつたこと<sup>5)</sup>が考えられ、又雋州・戎州及び黔州(貴州)の三方から中国に通じる地理的に重要な位置を占めていたからであつた。

(1) 中国古今地名大辭典, 1072頁, 鉤州条.

(2) 同上書, 1286頁, 廣州条.

(3) 唐書, 卷43下, 地理志, 南寧州にも大体同様の記

事あり.

(4) 史料②のC・D

(5) 拙稿「南詔国に於ける漢文化」参照

### 3 太宗代の雲南経営

次代太宗代にも先代の後を承けて雲南地方の経営を行つたが、それは概していえば、当地方における支配圏の拡大よりも高祖代に着手せるいわゆる夷州の確保と懐柔に重点が置かれたものであつた。先づ太宗即位(627)後目立つものは諸蛮夷の内附朝貢であつてこれを次に列挙すると、

- ㉒ 牂柯蛮、……貞観二年、首領謝龍羽<sup>1)</sup>遣使朝貢。授牂柯州刺史，封夜郎郡公。四年十二月，遣使朝貢。(唐会要 卷99)
- ㉓ 東謝蛮、……貞観三年，元深入朝。以其地為応州，拜元深刺史，隸黔州都督府。又有南謝首領謝強。与西謝蛮连接。共元深俱奉朝，拜為南寿州刺史。後改為蔣州。(同上)
- ㉔ 西趙蛮、在東謝之南。……趙氏世為酋長。……貞観三年，遣使入朝。二十一年，以其地為明州，以首領趙摩為刺史。(同上)
- ㉕ 南平蛮、……貞観三年，遣使内附，以其地隸渝州。(同上)

とあり、貞観2年(628)に牂柯蛮、翌三年には東謝・南謝・西趙諸蛮及び南平獠蛮が遣使入朝している。牂柯蛮の朝貢は唐会要には(史料㉒)貞観2年と同4年12月の2回としているが、通鑑，卷193には貞観3年閏12月条に記し、又唐書南蛮伝下には武徳3年(620)のこととしている。後者の「武徳3年」は「貞観3年」の誤記と思われるが、前者の方は単なる誤記とみなすわけにはいかない。思うに、唐会要の「四年十二月遣使朝貢」の「四年十二月」は「三年十二月」の誤記であろう。何故ならば、この年の12月には「遠方の諸国，来たり朝貢する者甚はだ衆く」「是歳……四夷前後降附する者，男女一百二十余万口」<sup>2)</sup>に及んだといわれ、太宗の施政漸く軌道にのり国内の統一成つてこの時四方の諸民族が来朝したと思われるからである。

しかして、これら諸蛮の住地については具体的に現今の何処であるかを明示することは困難であるが、皆雲南省東南部から貴州西南部広西省西部にかけての地帯にあつたことだけは知られる。牂柯の地については漢代から郡名にもなり、種々の比定に関する見解もあるが<sup>3)</sup>、尙定説なく、他の蛮については殆んど未研究に属する。この考証比定は他日にゆづりここには割愛することとする。

これらの朝貢により、雲南・貴州両境地方の諸夷が内附したことは貴州よりの入雲路を一層安全なものにし、雲南経営の推進を有利ならしめたことはいふまでもない。恐らくこれら諸蛮の入朝は当時の雲南経営と関連しているものと思われるが、これは又唐朝にあつては一般的な現象でもあつたから、太宗による四夷政策の一環ともみなされる。すなわち、唐朝を天下の中華となし、四夷をその配下に置かんとするいわゆる世界帝国政策の現われであり、当時は貞観の治宜しきを得て天下太平にして文物整備し、四囲の諸民族が華やかな唐朝に憧れたためでもあつた。

前述の如く貞観3年には各国諸蛮が来朝したが、同6年(632)にも「是歳、諸羌内属者三十万人」<sup>4)</sup>といい、同13年(639)にも「是歳、……高麗……(諸民族名)……昆明及荒服蛮酋，相次遣使朝貢」<sup>5)</sup>とあるから、洱海北方の昆明蛮の内附来朝が知られる。

以上の如く、太宗代の前半期には西南夷の内附朝貢関係史料が多い割には、雲南経営の具体的実状を語る史料が殆んどないが、これは経営の退化を意味するのではなく、大征討などの要もなく順調に経営が進んでいたことを物語るものと解される。それにしても、史料⑩に「貞観六年，罷都督置刺史，八年，改南寧為郎州也」とみえ、又旧唐書，卷41，地理志戎州中都督府条にも「六年」<sup>6)</sup>、

(1) 通鑑に「謝龍羽」とあるのは誤記ならん。唐書南蛮伝下には唐会要と同じく「謝龍羽」とある。  
 (2) 通鑑，卷193，貞観3年閏12月条。  
 (3) 何観州，牂柯江考，燕京学報，第12期；勞幹，象郡牂柯和夜郎的關係，歴史語言研究所集刊，第14本。

尙「牂柯」の文字も史料により種々の作りがある。  
 (4) 新唐書，卷2，太宗本紀。  
 (5) 旧唐書，卷3，太宗本紀。  
 (6) 原文に「六州」とあるが「六年」の誤記ならん。

置都督府，督戎・郎・昆・曲・協・黎・盤・會・鈞・髡・尹・匡・哀・宗・靡・姚・徽十七州」とあるのをみれば、貞觀6年に南寧州の都督府を廢し南夷諸州は皆戎州都督府に管轄せしめたようである<sup>1)</sup>。この時「刺史を置く」とあるが、これは土酋を任命したものか漢官を配したものかこれだけの史料からは分らない。恐らく南寧州には漢官の刺史を置いたものと思われるが、高祖代に比すれば南寧の基地化に対する積極性は余り認められないのが注目されるし、雋州も雲南經營に対して余り現われて来ない代りに戎州がその機能を果すべき地位にあつたようである。

思うに、恐らくこれは雲南經營の重点が当時にあつては雲南地方全体の支配確立にあつたのではなくて、長安—成都—交州へと通ずる連絡コースの開拓にあつたのではないかとみられるふしがある。すなわち、前述の朝貢の諸蛮の位置からして、この頃の經營の手は主として雲南の東南部から貴州西部及び広西省西部に向けられているし、通鑑卷195には

⑳ (貞觀十二年)冬十月、鈞州獠反、遣桂州都督張宝徳、討平之。

明州獠反、遣交州都督季道彦、討平之。

㉑ (貞觀十三年)夏四月、遣武侯將軍上官懷仁、擊巴・壁・洋・集四州反獠平之。

㉒ 六月、渝州人侯弘仁、自牂柯開道、經西趙出邕州、以通交桂。

とみえている<sup>2)</sup>からである。史料⑳はこれを明瞭に示しているもので、渝州は今の四川省重慶対岸の巴県<sup>3)</sup>、邕州は広西省中央部の邕寧県<sup>4)</sup>であるから、重慶より貴州省の西部を経て広西省邕寧附近にいって交州に通ずる新道の開通に尽力し、その為<sup>5)</sup>に当地方の獠蛮や西趙蛮等の服属に努めたものと思われる<sup>5)</sup>。

かくて貞觀年間の前半には特記すべきものはなかつたが、南夷州の名称が貞觀3年8年11年に多く改名されているのは<sup>6)</sup>内地化政策の現われであろうか。貞觀年間の後半期になると雲南地方の消息を伝える史料が殆んどみあたらないが、同末年に至り、はじめて積極的な雲南經營の動きが開始された。これにつき通鑑卷199貞觀22年夏4月条に

㉓A. 貞觀二十六年、夏四月丁巳、右武侯將軍梁建方、擊松外蛮破之。

B. 初雋州都督劉伯英上言、松外諸蛮、暫降復叛、請出師討之、以通西洱天竺之道。

C. 勦建方、發巴蜀十三州兵討之。蛮酋雙舍、帥衆拒戰。建方擊敗之、殺護千餘人、群蛮震懼、込竄山谷、建方分遣使者、諭以利害、皆來歸附、前後至者七十部、戶十萬九千三百。建方署其酋長蒙和等為郡令、各統所部、莫不感悅。

D. 因遣使、詣西洱河、其帥楊盛大駭、具船將遁、使者曉諭以威信、盛遂請降。

E. 其地有楊・李・趙・董等數十姓、名摠一州、大者六百、小者二三百戶、無大君長、不相統者、語雖小訛、其生業風俗、大略与中国同、自云本皆華人、其所異者、以十二月為歲首。

とある<sup>7)</sup>。

梁建方の大征討の動機は史料⑳のBに述べられているように、四川省から雲南西部を通り上ビルマに出て印度に通ずる道を開拓することにあつたものようである。蜀川より入雲する最短にして至便なる経路は、雋州より金沙江支流の安寧江に沿つて南下し、今の会理を経て江を渡り、昆明市又は大理方面に通じるいわゆる建昌溪谷路であるが、唐初以来同経路は殆んど不通で皆雋州より東南進して会沢地方より南寧に至り、これより更に西進して洱海附近に通じるという有様であり、大理盆地及び西部へ本格的に經營を進めるためには非常に不便であつたと思われる。それは建昌路の

(1) 新唐書、卷43下、南寧州条には「更名郎州、貞觀元年、罷都督」と見ゆ。

(2) 唐書南蛮伝下、獠蛮条にも⑳㉑の史料とほぼ同文あり。

(3) 中国古今地名大辞典、908頁、渝州条。

(4) 同上書、756頁、邕州条。

(5) 唐書南蛮伝下牂柯条に充州蛮朝貢の記事あり、これも関係あり。

(6) 史料⑳㉑参照。

(7) 唐書南蛮伝下、松外蛮条及び西洱河蛮条にも大略同文あり。

途中に松外蛮等が盤踞して常に妨害し、仲々唐朝に帰附しなかつたからであつた。したがつてこの建昌路の開拓は天竺通道の開通もさることながら、雲南経営の推進のためには必要かくべからざるものであり、これに関係ある雋州在官者の常に痛感されていたところであつたと思われる。唐書南蛮伝下の本件に関する文で「劉伯英上疏」……居数歳、云々」とあるはこれを物語るものであろう。貞観22年(648)に至り、太宗は在地官吏の要望を要れて巴蜀十三州の大軍を動員して征討を執行し、始めて建昌路を開通したのである。

その征討行については史料⑩のC及びDに述べているように、雋州より直ちに南下して松外諸蛮を降して帰附せしめ、更にこれより西洱河即ち今の洱海附近に進軍して大理盆地の諸蛮を平定したのである。

ところで、この松外蛮や西洱河諸蛮討伐にこのような大軍の動員が何故必要であつたろうか。次に何故隋代史萬歳を初め、高祖代の吉宏偉や韋仁寿の如くしばしば大征討に又は招諭に洱海附近までやつて来たのであろうか。この点の考察は南詔国の勃興原因の究明とも関連するもので、極めて重要な点であると思われる。これに関する本格的な論考は後日発表予定であるから詳述しないが、史料⑩のEに述べる西洱河諸蛮の説明記事は注目すべきものと思われる。通典卷187松外蛮条にはもつと詳述した記事が載せてあるが<sup>1)</sup>、これらの部族の生業風俗が中国と大差ないこと、水田耕作を主とする農業社会であつたこと、漢文化もある程度吸収していて決して文字通り野蛮人でなかつたことが知られるのである<sup>2)</sup>。これらの点からして、仲々唐朝に帰属を欲せずして反抗を続け、その抵抗力もあなどり難いものがあつたのであり、唐朝の雲南経営は、この大理盆地支配なしには行い得なかつたと考えられるのである。

梁建方による大征討の結果、同年中に西洱河蛮の大首領楊同外と東洱河の大首領楊歙及び松外蛮の首領蒙羽等が入朝し、唐朝は彼等に官秩を授けている。このように洱海方面の本格的経営の着手は梁建方によつて初められたもので、この大征討は唐朝雲南経営にとつて画期的な事件であつたといわねばならない。

この頃に至つて、経営が活潑化し、主として昆明市西方に開拓が向けられたようで、唐書南蛮伝下西爨蛮条に

⑩ 太宗遣将、擊西爨、開青蛉・弄棟為県。

爨蛮西、有徒莫祇蛮・儉望蛮。貞観二十三年内属、以其地为傍・望・覽・丘・求五州<sup>3)</sup>、隸郎州都督府。

とある。青蛉(県治は今の大姚県の地といわれる<sup>4)</sup>)弄棟(正しくは楞棟、今の姚安县の地なることは史料⑩にても知られる)の開県年代は明記するものがないけれども梁建方大征討前後のことであろうし、徒莫祇・儉望両蛮内附の結果5州新設したのは明らかに建方の征討の結果である。傍・望・覽・丘の4州は現今の楚雄県境であり、求州は玉溪県の地に比定されているから<sup>5)</sup>、この頃昆明盆地と大理盆地間の地帯が開かれて、ここに両盆地帯の連絡がより一層便利になつた訳である。尙史料⑩に「郎州都督府」とあつて当時郎州には都督府のあつたことも注目されるが、先に述べたようにこの州の都督は貞観6年に廢止されてから復活を語る史料はみあたらない。同8年郎州と改名した時に再置されたのかもしれないが、これをうらづける史料も今のところ見あたらない。或いは貞観末年に西方への経営が開始されるに及んで復活したのかも知れない。

(1) 唐書南蛮伝下、松外蛮条にも相当詳しく述べている。

(2) 拙稿「南詔国の經濟史的考察」及び「南詔国に於ける漢文化」参照

(3) 通鑑、卷195、貞観23年正月条の關係記事には「傍・望・覽・丘四州」とあるが、唐書地理志にも五州

の名があるから「四州」は誤りならん。

(4) 中国古今地名大辞典、572頁、青蛉県条。

(5) 同上書、877頁、傍州条；811頁、望州条；1380頁、覽州条；176頁、丘州条；394頁、求州条。

4 高宗代の雲南經營

太宗代には初代高祖の後を承けて雲南經營に対する基礎工作の完成に努めたが、次代高宗代にはその經營がいよいよ実質的段階に入ったことと、吐蕃勢力の東進による角逐、これが対策等で太宗代にはいわば平和的な懐柔策を根本方針とする静的な經營であつたのに対し、絶えず武力を用いるという戦時型の動的な經營が展開された。

貞観末年、梁建方の大征討が行われて雲南西部の本格的經營を開始したが、大理盆地帯の諸部族は容易に唐朝へ屈服しなかつたらしい。そこで、高宗即位後間もなく再びこの地方に武力を行使している。それはまず今の姚安西辺に居住せる白水蛮の討平から開始された。この部族は梁建方の経略後間もなく離反したのらしく、唐書南蛮伝下爨蛮条に

- ②A. 白水蛮地、与青蛉・弄棟接、郎州亦隸。弄棟西、有大勃弄・小勃弄二川蛮、其西、与黄瓜・葉榆・西洱河接、其衆完富、与蜀埒、無酋長、喜相讐怨。
- B. 永徽初、大勃弄楊承顛、私署將帥、寇麻州、都督任懷玉、招之不聽。
- C. 高宗以左領軍將軍趙孝祖、為郎州道行軍總管、与懷玉討之、至羅候山<sup>1)</sup>、其酋長禿磨蒲、与大鬼主都干、以衆塞善口、孝祖大破之、……孝祖按軍多棄城、逐北至周近水、大酋儉彌干・鬼主董朴、瀕水為柵、以輕騎逆戰、孝祖擊斬彌干・禿磨蒲鬼主十餘級、会大雪輝凍死者略尽。

とあり、白水蛮討平の様子を詳しく述べている。これによれば、白水蛮が大勃弄蛮と共に叛したのは高宗即位年たる永徽元年（650）のことであつたらしく、趙高祖がこれを討つたのは通鑑卷 199 によれば、永徽 2 年（651）8 月のこととし同月条に、

- ③ 郎州白水蛮反、寇麻州。遣左領軍將軍趙孝祖等、發兵討之。

と述べている。史料②の B では、麻州<sup>2)</sup>に寇したのが白水蛮ではなく大勃弄蛮であつたようにみえるが、この史料の A 及び C からみ、又通鑑同卷同年の関係記事に「郎州道總管趙高祖、討白水蛮、蛮酋禿磨蒲及儉彌干、帥衆擁儉拒戰、云々」とあるから、白水蛮が大勃弄楊承顛の煽動によつて反抗したものと思われる。次に趙高祖が白水蛮を討つた年月について史料②からは知り得ないが、通鑑によれば、前述の如く趙高祖が白水蛮を討つべく兵を發したのを永徽 2 年 8 月とし、その討伐戦記事を同年 11 月条にかかげているし、旧唐書卷 4 や新唐書卷 3 の両高宗本紀にもこの討伐の件を通鑑同様 2 年 11 月条にあげてある。本紀にも特記してあることからみれば、この討伐は相当大規模のものであり、唐の朝廷にとつても大事件だつたことが知られる。

しかして趙高祖は単に白水蛮の一時的討平で満足せず、この際大理盆地一帶の諸族に対して唐朝への離反の禍根を一掃すべく決意し、引き続き西討行を執行している。その理由及び征討の模様について唐書南蛮伝下には次のように述べている。

- ④A. 孝祖上言、小勃弄・大勃弄、常誘弄棟叛。今因破白水、請遂西討。詔可。
- B. 孝祖軍入、夷人皆走險、小勃弄酋長殺盛、屯白旗城、率万騎戰敗、斬之。進至大勃弄、楊承顛嬰城守、孝祖招之不從、磨軍進執承顛餘屯、大者數萬、小数千、皆破降之。
- C. 西南夷遂定、罷郎州都督、更置戎州都督。

上掲史料 A によれば、青蛉・弄棟・白水諸蛮の離反常なき原因は、結局その西隣に居つた勃弄蛮の誘導によるものであつたことが知られるのであつて、隋朝以来の大征討行が皆大理盆地に向けられて来たことと併せ考えれば、唐朝雲南經營の最大障壁はこれら西洱河諸蛮の根強い反抗であつたように思われる。しかも、この大理盆地帯は史料③ A に「其衆の完富たるや蜀とひとしく」<sup>3)</sup>とあ

(1) 新唐書、卷 3、高宗本紀には「羅候山」とある。  
 (2) 新唐書、地理志、卷 43 下に「貞観二十二年、析郎州置」とある。その地を検するに、中国古今地名大辞典、874 頁、同条には「今欠、当在雲南旧楚確府

境」とある。  
 (3) 通鑑、卷 199、貞観 2 年 11 月条には「其勃弄以西、与黄瓜・葉榆・西洱河相接、人衆殷实、多於蜀川、云々」とある。

る如く、土地肥沃にして豊饒な農業地帯でもあり、又西方ビルマ地方との連絡の要衝でもあつたから、唐朝雲南経営の一大目的はこの地方の支配圏の確立にあつたことが察知される。

趙高祖が勃弄蛮を討つたのを通鑑卷199には永徽3年(652)夏4月のこととしているから、恐らく白水蛮討平後高宗の勅許を待つて引き続き軍を西進せしめたものと思われる。史料④Bの討伐状況をみるに、その兵力「万騎」「数万」と称しているから相当の抵抗力を持つていたことが注目され、大勃弄酋楊承顯なるものは当時この地方に広く勢力をふるつていた大酋であつて、いわば部族連合体の主導権を握つていた者のように思われるし、その反面では彼等の経済力のあなどりがたいものあつたことも推察されるのである。

ところで、この大討伐の結果は、「西南夷遂に定まつた」とあるから、貞観末年から開始した雲南西部の武力による諸蛮の征服は一段落し、又高祖太宗2代の間招諭懐柔策の平和的手段によつてもなかなか帰属を欲しなかつたこれらの諸部族が、ここにおいて唐朝の支配下に置かれることとなつたのである。それ故、貞観末から永徽初めにかけてのこれらの大征討は唐朝の雲南経営に一大転期をもたらした重要事件であつた訳である。このことは以後郎州都督を廃止したことからも知られるのであつて、これに代つて西部の姚州が雲南経営の中心地となり、経営の重心は東部から西部に移行するのである。

降つて永徽末年には右驍衛將軍曹繼叔が雋州管内の諸蛮をも討平しており、これにつき唐書南蛮伝下に次のように述べている。

④A. 劍山当吐蕃大路，属石門・柳彊二鎮，置戍守捉以招討使，領五部落。一曰彌羌，二曰鑠羌，三曰胡叢，其餘東欽・磨些也。又有夷喪……十二鬼主，皆隸雋州。又有奉国・宜伽十一部落，春秋受賞於雋州……又顯婁・東魯<sup>1)</sup>諸蛮。

B. 永徽三年，与胡叢皆叛。高宗以右驍衛將軍曹繼叔，為雋州道行軍總管，戰斜山拔十餘城，斬首七百，獲馬犛牛萬五千。

これら多くの蛮の住地を今詳しく比定することは史料が少くて困難であるが、Aの記事からして雋州管内であることは明らかで、今の四川省西南部山峽地帯に散居するチベット系の民族であつたと思われる。曹繼叔が征討したのは史料④Bからみると永徽3年(652)のように思われるけれども、通鑑卷199によればこれを永徽6(655)正月のこととしているから、これら諸蛮の叛したのが3年のことで、征討したのが6年だつたと解される。斜山の位置も明確に知り得ないが多くの馬牛を獲得しているのは、この地方の畜産資源をものがたるものである。

この征討の結果、顯慶元年(656)秋7月に至り、「西洱河蛮酋長の楊棟附、顯和蛮の酋長王羅和、郎・昆・梨・盤四州の大首領王伽衝等が、部落四千人をひきいて帰附入朝し方物を買した」<sup>2)</sup>ことが唐書南蛮伝下にみえているから、この征討によつて雋州管内の治安が強化され、したがつて建昌溪谷路による入雲経路が一層安全となり、以前よりはたやすく姚州辺に連絡出来ることになつたと思われる。これは以後姚州の基地化が進められることからもうかがわれるところである。

## 5 吐蕃の南下と雲南経営の中断

高宗代は対外的にきわめて多事多難な時であつた。東に高句麗と新羅の問題あり、北方からは突厥、西方からは吐蕃の侵入を受けて征旅に暇なき状態であつた。かくて、ようやく今の雲南省の北北部を支配圏に取め得て、本格化の段階にはいつた唐朝の雲南経営は、新興の吐蕃勢力の東進、

(1) 通鑑、卷199、永徽6年正月条には「車魯」とあるが誤記ならん。

(2) 通鑑、卷200にはこのことを顯慶元年秋7月のこ

とすと、「王羅和」を「王郎和」とあるのは誤記か。又「梨州」は「黎州」とあるが何れも「黎州」の誤記である。

特に四川雲南方面への進出にあい重大な危局に当面することとなつたのである。

吐蕃はチベット族であつて、太宗の貞観年間に棄宗弄贊（Khri-idan srong-btsan sgam-po）が出現するに及び、その国勢はにわか増大して来たが、唐朝とは始め親善関係にあり、文成公主嫁するに及び〔貞観15年（641）〕弄贊はその子弟を唐の長安に送り、もつて唐の文物を学ばしめて漢文化の摂取に努めた。しかし、両国の親善関係は永続せず、吐蕃の国力が増大すると共に唐朝との関係は悪化し、ついに高宗即位後間もなく両国は対立抗争の状態に立ち至つたのである。かくて唐朝は吐蕃の蜀川地方への進出に対し、自国の西南境保全と雲南經營の進捗のためにこれを阻止する必要に迫られて来たのである。

チベット西康省方面から入雲する経路は二つある。その一つは、西康省より金沙江や瀾滄江に沿うて南下し直接大理盆地に至るものであり、他の一つは、西康省の東部にある康定（打箭炉）を経て四川省の石棉地方に出て、それから西昌（雋州）を経て南下し入雲するいわゆる建昌溪谷路經由である。吐蕃がこの二方面から南下をもねらい、そのために当該地方の諸蛮を懐柔煽動して種々の交渉関係を持つていたことは、唐書南蛮伝下における当該諸蛮関係記事中からも読み取れるところであり、又唐代の雲南地方に関する唯一の地理的資料たる蛮書の中にも

④A. 大雪山、……往住有吐蕃至賧貨易，云此山有路去贊普牙帳不遠。（卷2山川江源条）

B. 施蛮，本鳥蛮種族也。鉄橋西北大施体施賧斂等皆其所居之地。……部落主承上，皆吐蕃偽封为王。（卷4名類条）

C. 順蛮，……由是，遷居鉄橋已上。……其部落主吐蕃亦封王。（同上）

とあつて、その間の事情を充分にうかがえよう。この史料のA・B・C共に前者の経路による吐蕃勢力の大理盆地方面への進出を物語るもので、蛮書のいつている年代は主として唐代後半期にあたるけれども、唐代前半期にあつても同様だつたのである。この経路は山岳曇々の山地帯であるために極めて險阻であり、行路の難は言語に絶するといわれりている程であるから、吐蕃の雲南進出も当然蜀川方面への進出を兼ねて比較的便利な建昌路による為に、この地方の諸蛮に浸透し入雲せんとしたことがうかがわれる。かくて、高宗の顕慶年間（656～660）より玄宗即位年（713）頃までの半世紀間は、四川省西南部及び雲南省北西部地方を舞台として唐と吐蕃両勢力の角逐が展開されることとなつたのである。

高宗の顕慶初年頃には、すでに吐蕃の東進が蜀川地方及び雲南經營に重大な脅威を感じしめたりしく、唐書南蛮伝下に

④（顕慶元年）……其後，茂州西南築安戎城，絶吐蕃通蛮之道。

とある。これによれば、吐蕃の勢力は高宗の顕慶年間頃から次第に蜀川西辺を圧迫し、唐朝配下の西南諸夷に浸透し初めていたことが知られ、これに対し唐朝はこれを阻止せんがために茂州（今の四川省北西部の茂県）西南方に当つて安戎城を構築して防禦拠点とし、吐蕃勢力が西南諸蛮に浸透するのを絶たんとしたことが知られる。

安戎城の創置年代については、関係史料に明記するものなく明確に知り得ないが、史料④に「顕慶元年，……其後」とあり、後述の如く儀鳳年中（676～678）に吐蕃が同城を攻陥しているからこの間であつたことだけは知り得る。恐らく吐蕃の同方面に対する圧力を感じ出した顕慶年間のことと推察される。又同城の位置についても、史料④に「茂州の西南」といつているだけであるが、後に至り、玄宗開元26年（738）唐軍の同城奪回作戦に関する旧唐書卷196吐蕃伝の記事中に「蓬婆嶺」下の激戦の様相が詳細に述べられているので、これを手がかりに大体的見当は知り得られる。

(1) 支那省別全誌、雲南省、4頁。

即ち、この嶺は成都西北方の雪山であるといわれるから<sup>1)</sup> 安戎城は四川省西北部を南北に走る邛峽山脈の最高峯(4,500m)の雪山南麓附近にあつたことが知られる。この位置からして、吐蕃が康定地方を足場として東は成都をうかがい、南は入雲経路を確保せんとする進出経路に対し、その咽喉を扼する重要な役割を担う城であつたと思われる。

かくて唐朝は同方面における吐蕃の進出に備える一方、雲南地方に対する既得権の擁護と経営の推進を続行した。すなわち、唐書南蛮伝下昆明蛮条に

④ 龍朔三年、短州刺史謝法成、招慰比楼等七千戸内附。

とあるのをみるに、今比楼の位置を明らかにし得ないが、昆明蛮条に述べているところからみれば、雲南地方居住のものと思われ、これが招慰に当つたのは矩州(今の貴州省東北部思南県の境)<sup>2)</sup> 刺史の謝法成であつたというから、恐らくこれは、吐蕃の進出が建昌路をおびやかす情勢にあつたため、貴州方面からの入雲路を一層確実なものにせんがためのものであつたと推察される。

この頃、雲南地方に基地を新しく設け、もつて雲南経営を続行すると共に、吐蕃勢力の南下という新情勢に対処せんと動きが認められる。唐会要卷73姚州都督府条に、

④ 麟徳元年五月八日、於昆明之弄棟州(川)<sup>3)</sup>、置姚州都督府、毎年、差兵募五百人鎮守。

とあるのがそれで、顕慶3年の翌年たる麟徳元年(664)5月に至り、新たに姚州へ都督府を設置し、常備軍500人を配置したとあるが、これは雲南地方に本格的な基地を初めて設けたものであり、雲南経営の転期を画するものでもあつた。これは旧唐書卷4高宗本紀にもみえているから、唐朝にとっては一つの重要な出来事だつたのであろう。

この姚州は前述の如く武徳4年の創設であるが、彼の松外蛮が建昌路途中に警蹕し、西洱河諸蛮が本格的に討平されない頃には、単なる1驪糜州にすぎなかつた。しかるに唐朝の雲南経営が大理盆地へ重心を移したことで、吐蕃の南下という新情勢の展開によつてにわかに最重要拠点として登場して来たのである。同州の位置に関してはかつて Pelliot 教授も考定しているが<sup>4)</sup>、大清一統志や雲南通志稿及び姚州志等に徴して、姚州府治は今の雲南省北部の姚安附近であつたことは確かである。これについては既に旧稿を発表して詳しく考察してあるから<sup>5)</sup> 再述しないが、旧唐書卷41地理志姚州の条に、

④ 武徳四年置、在姚府旧城北百餘步。漢益州郡之雲南県、……武徳四年、安撫大使李英、以此州内人多姓姚故置姚州。管州二十二。麟徳元年、移姚州治於弄棟川、自是朝貢不絶

とあつて前の姚州の治と都督府治とでは多少の移動があつたことが知られる。但しこの文中の「姚府旧城」とは果して武徳4年創設になる州治なのかどうか必ずしも分明ではない。弄棟川は弄棟蛮や弄棟県及び青蛉蛮等の関係位置から推察して、今の姚安附近であつたことは確かだが、清の岑毓英等撰する姚州志卷2に姚州旧志を引用して、

④ 唐景雲元年、御史李知古、築土城於今州城東北。

といい、更に甘雨がこれに註記して、「雨按、州城東北有限長十余丈、俗呼旧城垣、疑即知古土城故址。」といつている。李知古の築城については通鑑卷210にもみえており、これは睿宗の景雲元年(710)のことであるから、姚州を弄棟川に移してから後のことである。要するに今

武徳4年創置の州治 …………… a

麟徳元年新置の都督府治 …………… b

(1) 中国古今地名大辞典、1192頁、蓬婆嶺条。

(2) 中国古今地名大辞典、740頁、矩州条。

(3) 「弄棟州」は「弄棟川」の誤記ならん。通典、卷187：通鑑、卷201、同年同月条：旧唐書、卷4、高宗本紀にもほぼ同文があつて、皆「弄棟川」とす。

当時「弄棟州」なるものはない。

(4) P. PELLIOU. 前掲論文。

(5) 拙稿、唐朝雲南経営の一考察——特に保寧都護府の設置について——史潮、44。

景雲元年築城の城址 …………… c  
 現今の姚安県城 …………… d

とすれば、cはbの東北隣、bはaの北隣、dはbの北隣、だがaもdの北隣、であるから、abcは皆dの北にあり中でもbは最も北に位することになる。但し、cはbと又はcはaと同一位置かどうかは分らない。

次に何故この姚州が中心基地として選ばれたかについて、5点を指摘することが出来る。

- 1) 蜀川地方よりの重要な入雲路(建昌路)に対する要衝の地にあること。
- 2) 昆明盆地と大理盆地のほぼ中間点としての地理的位置。
- 3) 吐蕃の二つの入雲路に備える好位置に当ること。
- 4) 仲々唐朝に服属しなかつた強力な諸部族の威圧と警戒上からみた位置。
- 5) 附近には重要な産塩地(塩井)があり、更に農業(特に米作)地帯を控えて食糧補給に便なること<sup>2)</sup>。

かくて姚州の基地化に努力するとともに、この頃雲南経営は地味に進められていたらしく、綏章3年、即ち咸亨元年(670)には新たに湯望州(雲南省の楚雄府境<sup>3)</sup>)と祿州(広西省思樂県の東南<sup>4)</sup>)の設置のことが唐書南蛮伝下昆明蛮条にみえている。

しかるに、吐蕃の国勢は年とともに旺んとなり、その支配圏を拡大するにつれて唐朝との軋轢が増大し、遂に高宗の咸亨元年(670)に至り両国間の和が破れて、西域地方が吐蕃に陥しいれられた。以後吐蕃の四川及び雲南方面への進出は次第に激しくなつて来たのである。咸亨3年(672)には太子右衛副率梁積寿が姚州方面の叛蛮を討平し、新たに3州を設置している。これにつき通鑑卷202咸亨3年春正月条に次のように述べている。

④A. 以太子右衛副率梁積寿、為姚州道行軍總管、將兵討叛蛮。

B. 昆明蛮十四姓二萬三千戸内附、置股・敦・総三州。

この姚州方面征討行については旧唐書卷5や新唐書卷3の高宗本紀にもみえているから、相当の事件であつたらしく、前者には「發梁・益等一十八州兵募五千三百人、云々」とあり、その原因については前者が「往姚州、擊叛蛮」とし、後者は「姚州蛮寇辺」としているから、姚州辺の諸部族が又唐朝に抵抗したものらしく、これに対し唐朝は梁積寿に命じて断呼征討せしめたのであろう。これら大理盆地帯の諸部族の反唐活動の背後には恐らく吐蕃勢力の南下に伴う煽動があつたことが想像される。かくて、この頃に至ればかかる征討行も単に雲南経営の推進続行というだけのものではなく、むしろ対吐蕃策のためという面が強くなつて来ている。唐書南蛮伝下永昌蛮条には又「姚州境、有永昌蛮、……咸亨五年叛、高宗以太子右衛副率梁積寿、為姚州道行軍總管、討平之。」とあつて咸亨5年即ち上元元年(674)に至り再び梁積寿が今の保山県地方の永昌蛮を討平したかの如く述べているが、同書には咸亨3年のことには一言もふれていないし、逆に通鑑も両唐書本紀も咸亨5年のことにはふれていないことからみれば、これは2回に行われたものではなく、咸亨3年に一回だけ行われたもので、唐書南蛮伝の「五年」は「三年」の誤記であると思われる。

しかして、史料46のAとBの記事は相互に関連性があるとしても、直接関係あるものとは思われない。何故なれば、これら3州の位置は戎州に近い地方に当るからである。これについては、唐書南蛮伝下昆明蛮条に次の如く記している。

④ 咸亨三年、昆明十四姓、率戸二萬内附。析其地、為股州・総州・敦州、以安輯之。股州居戎州西北、総州居西南、敦州居南、遠不過五百里、近三百里。

(1) 前島信次、前掲論文。

(2) 拙稿「南詔国の經濟史的考察」参照

(3) 中国古今地名大辞典、920頁、湯望州条。

(4) 同上書、1,042頁、祿州条。

其後、又置盤・麻等四十一州、皆以首領為刺史。

この般・敦・縉・3州の位置が示されていて大体的見当はつくけれども、明確に現在の何処に比定されるかは不明であるが、雲南省東北辺から四川省西南部地方のことらしい。これ以上今のところ明らかにし得ない<sup>1)</sup>。又盤州麻州は前にふれてあるように、すでに設置されているもので、ここに述べていることがよく分らない。其の後という年代も不明だが、既設の州の上に更に41州も置くはずはなく、改めて41州としたものかどうか何れも不可解である。般・敦・縉・3州の設置の地方は戎州と雋州の間に当たるところからみれば、恐らく吐蕃の南進に備えて雋州より入雲する経路の確保に対する努力の現われとみられる。これと関連して、元和郡県志巻32雋州の条には、同州管内に会川県<sup>2)</sup>を設置したことがみえる。

しかし、吐蕃の進出は急調であつて、其の後間もなく唐朝との抗争が表面化した。すなわち通鑑巻202永隆元年(680)7月条をみるに。

④ 先是、劍南募兵、於茂州西南築安戎城、以斷吐蕃通蕃之路。吐蕃以生恙為嚮導、攻陷其城、以兵拋之、由是西洱(河)諸蠻、皆降于吐蕃。

とあつて、この頃蜀川にとつての重要防塞地たる安戎城が失陥し、このため雲南西部の西洱河諸蠻が遂に吐蕃に附し、雲南の西北部地方への吐蕃の勢力が支配的となつて来たことが知られる。安戎城の存否がいかにか雲南地方の確保と密接な関連性を有するものであつたかをこの史料はよく物語っている。当時の吐蕃国は最盛王たる恭蘇隴の治世に当り、唐朝の西域安西4鎮を奪い、又四川の西境から雲南北西部を併せて揚子江上流の金沙江流域を侵したのである。新唐書巻216上吐蕃伝に、当時の同国の隆盛ぶりを

④ 因非西洱河諸蠻、尽臣羊同・党項・諸羌。其地東与松・茂・雋接、南極婆羅門、西取四鎮、北抵突厥、幅員餘萬里、漢魏諸戎所無也。

と述べている<sup>3)</sup>から、吐蕃の隆盛ぶりが忍ばれよう。

この安戎城陥落の年代については、史料④が高宗の永隆元年7月条に記されているけれども、これは吐蕃が河源に寇した重要事件記事に附して、当時の吐蕃の侵寇状態を述べたものであるから、その年代は明確ではない。同書巻214開元26年9月条には、「初儀鳳中、吐蕃陷安戎城而拋之。」とあり、旧唐書巻196上吐蕃伝には、儀鳳2年条下にこのことがみえているから<sup>4)</sup>、恐らくこれは高祖の儀鳳3年(678)頃のことだつたと思われる。

したがつて、この頃より唐朝雲南経営の中心基地化の進められていた姚州も、叛蛮のために餘りその機能を發揮し得なくなつていたらしく、旧唐書巻911張柬之伝にある彼の上表文中に

⑤ 姚州本龍朔中、武陵県主簿石子仁、奏置之。後長史李孝讓・辛文協並為群蠻所殺。……其州乃廢。

とみえている。姚州の廢止年代についても明らかでないが、恐らく安戎城が陥落して西洱河諸蠻が吐蕃に降つてから間もなくのことではなかつたかと思われる。かかる情勢をみれば、当時吐蕃勢力の雲南進出ぶりがうかがわれるとともに、西洱河諸蠻の離唐反抗の背後における吐蕃通蛮の事情が察せられる。ただし、この頃吐蕃勢が直接姚州辺まで南下して来たのか、それとも吐蕃勢力によつて建昌路が閉ざされたのに乗じて、西洱河諸蠻が反抗したのかは分明でないが、後者の場合ではなかつたかと想像される。尙ちなみに史料⑤に姚州が龍朔中に奏置されたといつているのは、恐らく

(1) 新唐書、巻43下、地理志には、これら3州を黔州都督府管下の羈縻州とし、敦州に武寧・溝水・古質・昆川・叢燕・孤雲の5県、般州は南漢之境といい、般川・東公・龍原・章川・賓川の5県としている。  
(2) 四川省西南端の会理県の地(中国古今地名大辞典、1019頁、会川県条)。

(3) 通鑑 巻202 永隆元年7月条にもほぼ同文あり、「諸胡之盛、莫与為比」と述べている。

(4) 唐書南蛮伝下にも年代は明記されず、同書 巻216 上吐蕃伝を案ずるに儀鳳4年(調露元年)以前のこ  
とらしい。

姚州(これについては前述した)のことではなくて、姚州都督府設置のことをいつているらしい。

かくて、高宗末年頃より睿宗に至る間(678~712)の姚州は廢置常ならざる有様で全く無力化し、唐朝の雲南地方における權益はますます失われる許りであつた。姚州は前述の如く一たん廢されて一時雋州に編入されたが<sup>1)</sup>、則天武后執政当時の姚州の消息については張柬之の上表文によつてうかがうことが出来る。これによれば「其の後垂拱4年(688)に至り、蛮郎將王善宝及び昆州刺史爨乾福が又州を置かん事を請うたにより姚州を復したところ、間もなく又もや錄事參軍李稜が蛮の爲に殺されて、姚州の治安は到底確保し得べくもなく、延載中(694)に至り司馬成琛は奏して瀘南<sup>2)</sup>に鎮7所を置き蜀兵を遣わして防守せんと請うた。斯様に経営困難なる姚州を罷めて雋州に隸せしめ、歳時の朝覲は之を蕃国と同じくし、瀘南の諸鎮も亦悉く廢さん」ことを疏奏している<sup>3)</sup>。これは武後の聖曆元年(698)のことである。

けれども、野心に富める則天武后はこの奏請を入れず、尙も姚州の存続と雲南地方の確保を計つたらしく、天授年間(690~691)には御史裴懷古が永昌蛮を招諭し<sup>4)</sup>、延載元年(694)6月に至り永昌蛮酋董期が部落20餘万户を帥いて内附し<sup>5)</sup>其の後神功元年(697)には更に昆明内附し寶州を置いている<sup>6)</sup>。延載年間と言へば、前述張柬之の上表中にもみえる如く瀘南に鎮7所を設けてその防備を強化せんとしていた頃に当り、武後の決意の程がうかがわれる。旧唐書卷185下裴懷古伝によれば、彼は「申明賞罰」主義をとり「その治安宜しきを得たので賊徒の帰附する者日に千を以つて数え、蛮夷はその恩を荷い聖曆中に至つて桃雋蛮首が相率いて關に至り、懷古の綏撫の状を頌し牧守となり以つて撫されん事を請うたので、遂に姚州都督を授けられた」とみえている。これによれば裴懷古は単に永昌蛮だけを招諭したのでなく、この頃広く雲南諸夷に対し、再び唐に内属すべき事を論じたのであるらしいが<sup>7)</sup>、その反面当時の雲南諸蛮が既に離唐して仲々再び帰唐しなかつたことを物語るものである。斯様にして彼の努力と手腕によりその効がみえて来たのであつたが、それも当時の状勢下にあつては一時的現象に止まり永続出来なかつたようである。

やがて吐蕃の手は次第に雲南に伸び、姚州地方の諸蛮はその嚮導となり唐に反抗するに至つた。通鑑卷208景龍元年(708)6月条によれば、「桃雋道討擊使監察御史晋昌・唐九徵、擊姚州叛蛮破之。」とみえ<sup>8)</sup>、この征行は全くの叛蛮討撃に終つたらしく「斬獲三千餘人」と言つているから、その効は期し得なかつたらしく、大勢を挽回するには至らなかつた。そこで景雲元年(710)に至り、攝監察御史李知古は上言して姚州諸蛮の吐蕃に附せるを討たんと請い、朝廷之を許し劍南の兵を徵集して征せしめ経営再興にあたらしめた。これについて通鑑卷210景雲元年12月条に

⑤ 姚州群蛮、先附吐蕃。攝監察御史李知古、請發兵擊之、既降。又請築城、列置州県、重稅之。黃門侍郎徐堅、以為不可。不從、知古發劍南兵築城、因欲誅其豪傑、掠子女為奴婢。群蛮怨怒、蛮酋傍名引吐蕃、攻知古殺之、以其尸祭天。由是、桃雋路絕、連年不通<sup>9)</sup>。

とみえている。李知古の劣悪なる方策もさることながら、当時の雲南地方をめぐる状勢と睿宗代の政治力をもつてしてはもはや唐朝支配の挽回も望みなく、以後連年にわたり桃雋路即ち建昌入雲路

(1) 元和郡県志、卷32、姚州条。

(2) 金沙江は一名瀘水とも言う。

(3) 旧唐書、卷91、張柬之伝。全唐文 卷175にもこの上表文が引用されている。

(4) 新唐書、卷222下、南蛮伝。

(5) 通鑑、卷205、延載元年6月条。新唐書、卷222下、南蛮伝にはこれを長寿年間の事としている。

又通鑑には董期を薰期と記しているが新唐書によつた。戸20万は唐書には部落2萬とある。

(6) 通鑑、卷206、神功元年7月条。ここに昆明とあるのは具体的に何蛮を指すか不明で寶州も明らかにし得ない。

(7) 通鑑、卷205、延載元年6月条に「安集西南蛮」とある。

(8) 新旧唐書、中宗本紀にもみえる。

(9) これとほぼ同様の記事が新唐書、卷196上、吐蕃伝にも見える。

は不通となつた。かくて高宗末年より、吐蕃の圧迫に抗しつつ経営維持に尽力して来た雲南経営は遂に万策尽きて一時中断の比むなき状態に立ち至つたのである。

この様な事態になつたのは、勿論吐蕃の四川雲南方面への進出が最大の原因であるが、このほか唐朝における高宗晩年の政治への熱意の消失、武韋の乱、武後の外交失敗、泰平の惰気による宮廷風儀の乱れ等に加えて、直接経営の任に当る漢官には悪政を為す者もあり、これらの諸事情の結果であると思われる。

附記 本稿は昭和28年度文部省科学研究費各個研究並びに同29年度助成補助金による研究の一部である。ここに附記して学恩に謝す次第である。